



消防局による 違反是正指導



是正がされない場合の流れ

※ 違反の重大性などにより、
これによらない場合もあります

右のチャートを
「確認」ください

命令後、命令を受けている事を建物の利用者に
知らせるため「公示」が行われることがあります
(建物に標識の設置、市の掲示場に掲示
(公表とは別に) 市ホームページに掲載)

告発の後は……

- ◆ 設備等設置命令違反の場合 ◆
有罪となった場合、1年以下の懲役
又は100万円以下の罰金が科せられます
- ◆ 使用禁止(停止・制限)命令違反の場合 ◆
有罪となった場合、3年以下の懲役
又は300万円以下の罰金が科せられます

是正指導
(設備の重大な違反は、
市ホームページで公表)

警告・勧告

命令
(行政処分)

告発

※ 社会通念上、是正に必要な期間等を
経過した段階で、次の措置へ移行します

